

勝山公園の賑わいづくりについて

～鷗外橋西側橋詰広場での民設民営の公園施設の公募～

新たな公園の整備手法「Park-PFI 事業」を活用し、勝山公園の鷗外橋西側橋詰広場に民設民営の賑わい施設（飲食・物販施設）を公募します。

1. 経緯

- 都市公園法改正（平成 29 年 4 月）により民間事業者が公園施設の整備に参入しやすくなった。
- ・公民連携（PPP）などによる新たな公園の整備手法として、「Park-PFI 事業^{※1}」を新たに創設
- ・設置管理許可^{※2}期間の 10 年間を最長 20 年に延長、建ぺい率の緩和（2%⇒12%）

2. 本事業の概要

- 勝山公園の鷗外橋西側橋詰広場周辺では、紫川オープンカフェ（カナルヴィオラ）や国家戦略特区（国家戦略道路占用事業）を活用したクロスロードマルシェが開催されるなど、小倉都心部の賑わいづくりの一拠点となっている。
- また、周辺では、インバウンド対策などに資する小倉城を中心とした小倉城周辺魅力向上事業や水環境館のリニューアル事業を実施する予定である。
- 当広場において、更なる賑わいづくりを行うため、飲食・物販施設を建築・管理運営する民間事業者の公募を行う。

3. 公募の内容

勝山公園の鷗外橋西側橋詰広場の一部に、飲食・物販施設（公園施設）を建築・管理運営を行う事業者を公募し、施設建築後、最長 20 年間、施設の営業及び管理運営を行うもの。

（1）事業形態等

飲食・物販施設（カフェやコンビニ等を想定）

（2）事業期間

事業期間 20 年（最長）

（3）施設規模及び設置箇所

約 200 m²（約 60 坪）程度、設置位置は別紙計画平面図の通り

（4）施設設置の要件等

- ①公園の景観と調和した施設及び外構空間の整備
- ②紫川を望む良好な眺望景観を楽しめる休養スペースの設置
- ③誰もが利用できるトイレの整備

（5）事業手法

- ・国土交通省の社会資本整備総合交付金「官民連携型賑わい拠点創出事業」を活用予定。

4. スケジュール及び今後の予定

内容	実施時期
募集要項の配布	平成29年7月14日（金）～28日（金）
事業説明会の開催	平成29年7月28日（金）
事業者の計画提案書の提出	平成29年9月25日（月）～10月6日（金）
検討会の開催	平成29年10月中旬（予定）
基本協定の締結	平成29年11月中旬（予定）
事業者による建築工事、事業開始準備	平成29年12月頃～平成30年6月頃
営業開始	平成30年7月頃（予定）

5. 事業者の選定

便益施設を設置する事業者の選定にあたっては、学識経験者、専門家、市民代表等で構成する第三者委員会（「勝山公園鷗外橋西側橋詰広場便益施設等整備・管理運営事業者検討会」）を開催し、提出された提案書を検討し、市が選定を行う。

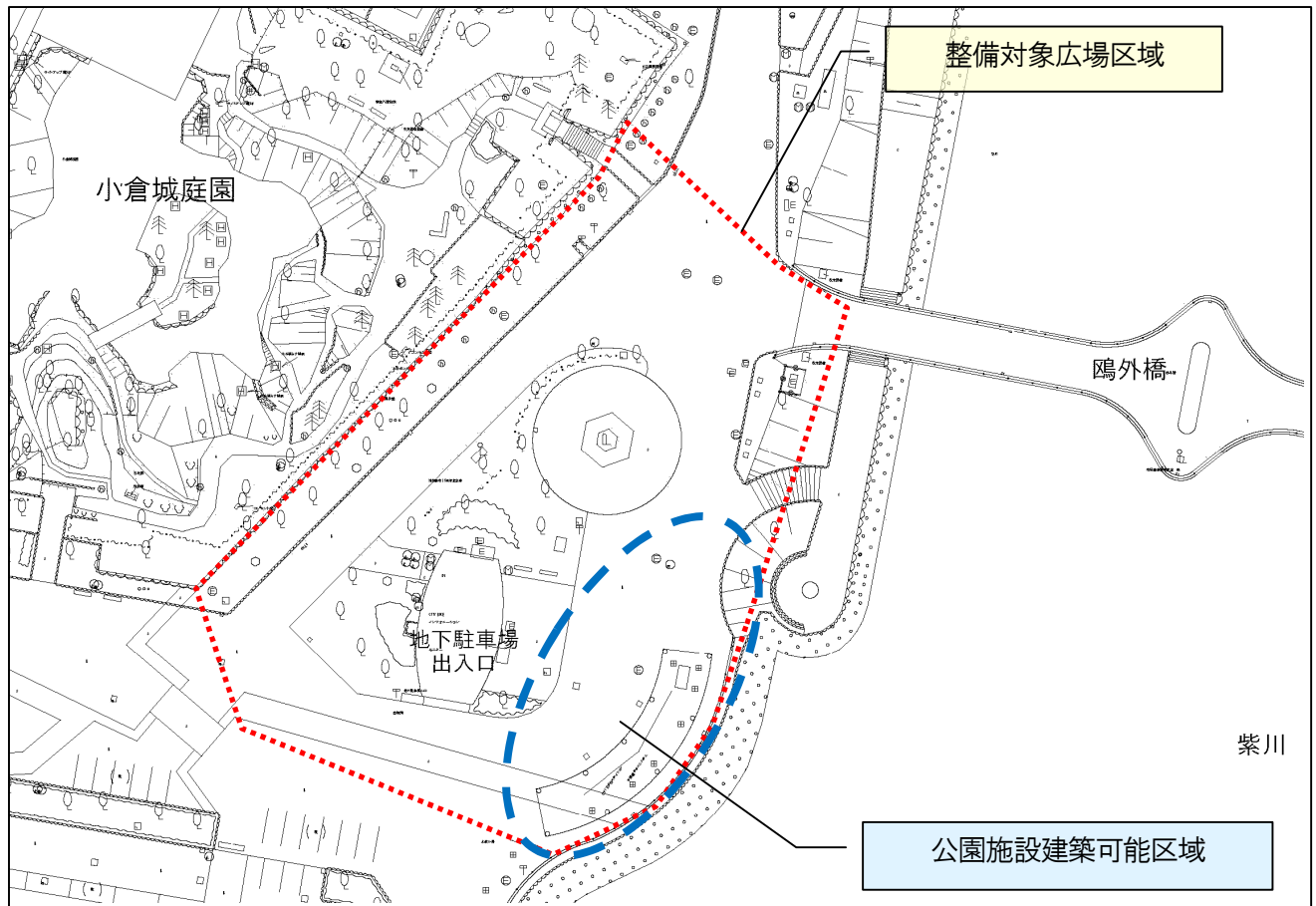
- ※1 Park-PFI 事業…平成29年の都市公園法の改正により新たに設けられた「公募設置管理制度」のこと。
具体的には、民間事業者が設置する飲食店、売店等の収益を施設周辺の園路・広場などの公園施設の整備に充てて施設とその周辺を一体的に整備を行う民間事業者を公募により選定するもの。
- ※2 設置管理許可制度…都市公園法第5条の規定により、申請に基づき市が許可を与えることで、都市公園内において、公園管理者以外の者が、都市公園の機能増進等を目的に、公園施設を設置又は管理することができる制度

勝山公園 平面図



事業対象箇所 平面図

現況図



計画平面図

